

JAバンク京都信連

DISCLOSURE

2014



目次

ごあいさつ	1	役員等の報酬体系	22
経営方針	2	沿革・歩み	24
運営体制	3	業務内容	25
事業概況（平成25年度）	13	財務諸表	35
社会的責任と貢献活動	15	資料編	49
組織の概要	20	ご参考	81

業務内容

○業務のご案内	26
・貯金業務	
・貸出業務	
・為替業務	
・公共債・投資信託の窓口販売業務	
・その他のサービス業務	
○商品のご案内	27
・貯金	
・個人向けご融資	
・一般企業等事業者向けご融資	
・農業者向けご融資	
・制度資金のご融資	
・JAキャッシュカードサービス	
・為替サービス	
・国債	
・投資信託	
・その他のサービス	
○各種手数料	33
・ATM利用手数料	
・内国為替の取扱手数料	
・その他の手数料	

財務諸表

○決算の状況	36
・貸借対照表	
・損益計算書	
・キャッシュ・フロー計算書	
・剰余金処分計算書	
・注記表	
○代表者の確認書	48
・財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認	

資料編

○損益の状況	50
・最近5年間の主要な経営指標	
・利益総括表	
・資金運用収支の内訳	
・受取・支払利息の増減額	
○事業の概況	52
・貯金に関する指標	
・貸出金等に関する指標	
・有価証券に関する指標	
・有価証券の時価情報等	
○経営諸指標	60
・利益率	
・貯貸率	
・貯証率	
○自己資本の充実の状況	61
・自己資本の状況	
・信用リスクに関する事項	
・信用リスク削減手法に関する事項	
・派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	
・証券化エクスポージャーに関する事項	
・オペレーショナル・リスクに関する事項	
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
・金利リスクに関する事項	

- 本冊子は農業協同組合法第54条の3にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。
- 金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

■ ごあいさつ



経営管理委員会会長
中川 泰宏



代表理事理事長
杉田 勇市

みなさまには、日頃より京都府信用農業協同組合連合会（JAバンク京都信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、府内JAと一体となって、府内農業の発展を金融面から支援させていただくとともに、組合員・利用者のニーズに応え、地域社会の発展に役立つ金融機関を目指し、業務展開を図ってまいりました。

この冊子は、平成25年度の当会の事業概況や経営状況、業務内容等を取りまとめ、利用者のみなさまに当会に対するご理解を一層深めていただくために作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、平成25年度のわが国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による政策効果への期待や年度末にかけての消費税増税を控えた駆け込み需要も加わり、回復に向けた動きが見られました。

一方、農業情勢につきましては、組合員の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加のほか、環太平洋経済連携協定（TPP）の本格交渉等、農業生産基盤を揺るがす問題は一層深刻化を増しております。

このような状況の下、JAバンク京都では組合員・利用者の「農業メインバンク」、「生活メインバンク」としての機能強化に取り組みました。当会の事業運営につきましても、JAと一体となった貯金増強運動の効果により貯金は事業計画を大幅に上回る実績となり、当期剰余金も計画を達成することが出来ました。

平成26年度につきましても、昨年度よりスタートさせた「JAバンク京都中期戦略」の基本目標である「将来に向けて組合員・利用者の満足度と地域での存在感を高め成長し続けるJAバンク京都」をより強固なものとするため、JAとの一体性をより高めながら、役職員が一丸となって積極的に事業に取り組んでまいります。

今後とも格別のご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年7月

経営管理委員会会長
代表理事理事長

中川 泰宏
杉田 勇市

経営方針

JAバンク京都信連は、以下の経営理念のもと、平成25年度から平成27年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、基本目標の実現に向け取り組んでおります。

■ 経営理念

府内JA信用事業の連合会として協同組合活動を通じて、京都の農業振興と地域経済の発展に貢献します。

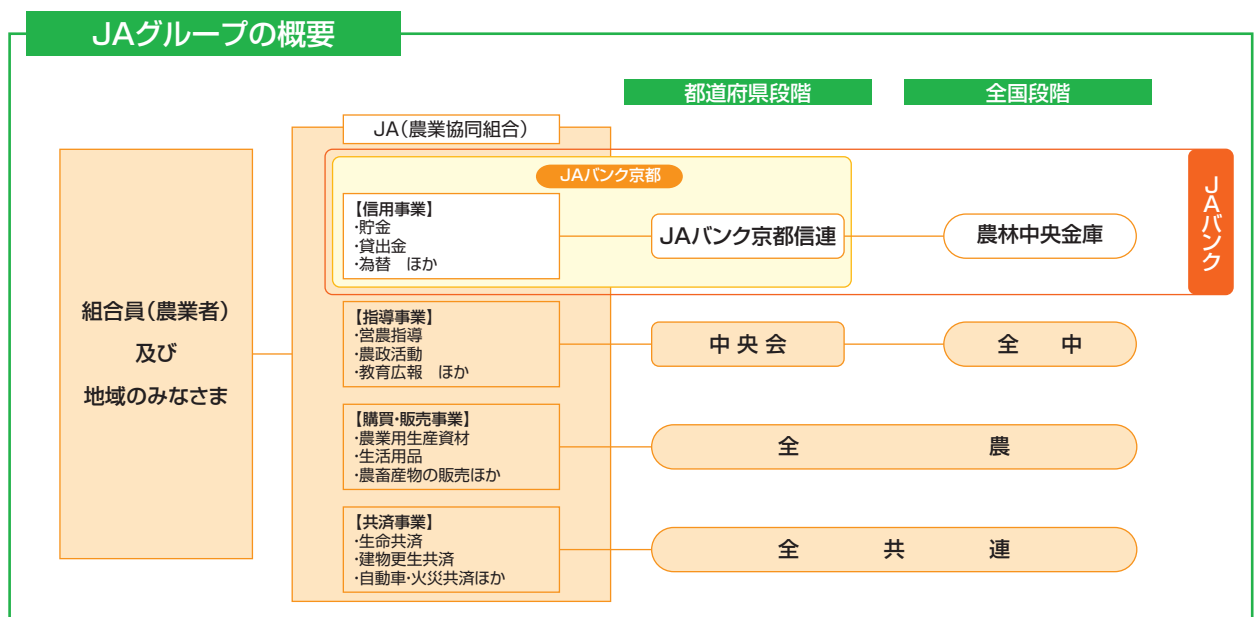
■ 基本目標

1. JAと一体となって食と農、地域社会に貢献し、組合員・利用者の満足度・信頼感を高める。
2. 事業量を拡大するとともに運用力を一層強化し、安定した収益確保と機能還元に努める。
3. 新たな施策と改善により、経営の健全性・信頼性を確保する。

【JAグループとは】

JAグループは、市町村・都道府県・全国の各段階で構成する協同組合組織です。

当会は都道府県段階の信連であり、京都府内のJAの信用事業をサポートする役割を担っています。



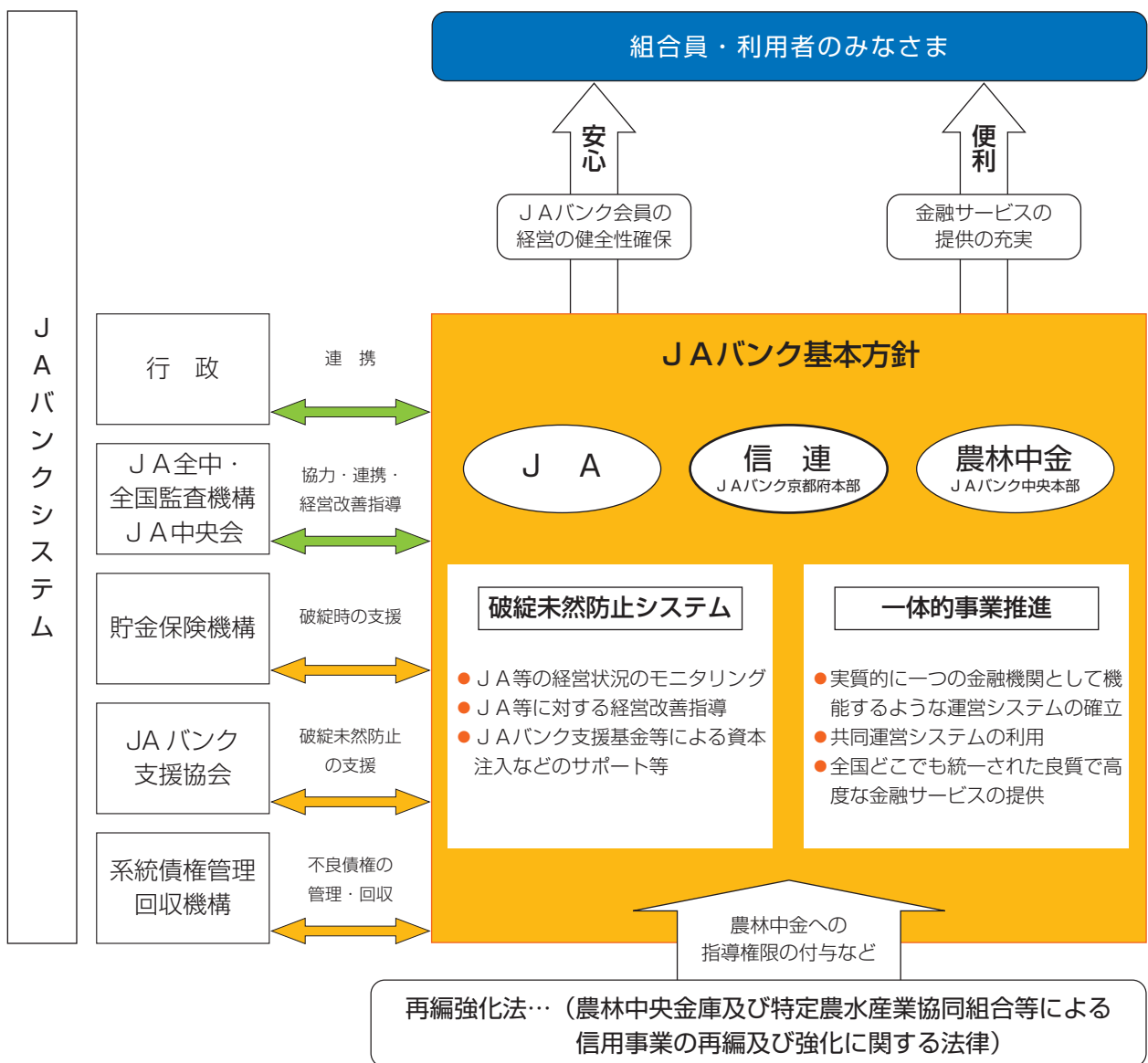
運営体制

■ JAバンクシステム

JAバンクは、万全の体制で、組合員と利用者みなさまに、より一層の安心と便利をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法」に基づき、京都府内JA・当会をはじめ全国のJA・信連・農林中金総意のもと「JAバンク基本方針」をかかげ、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの充実・強化を目指す「一体的事業推進」の二つの柱から成り立っています。

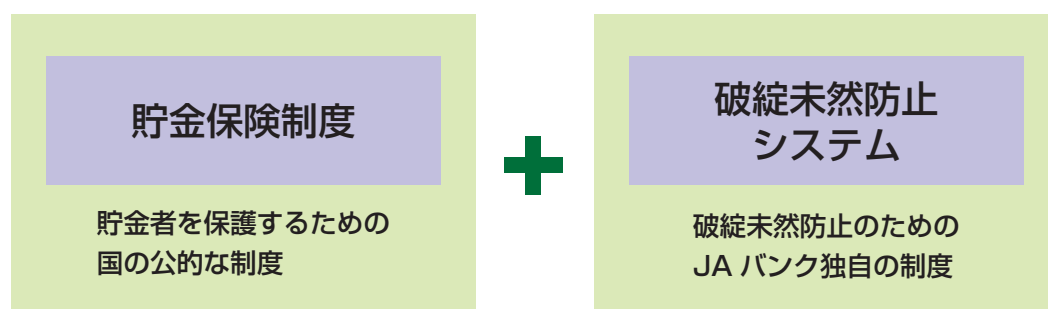


運営体制

■ JAバンク・セーフティネット

みなさまからより安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」により、「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

この仕組みによって、組合員・利用者みなさまに、より一層の「安心」をお届けします。



● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の公的保護制度です。

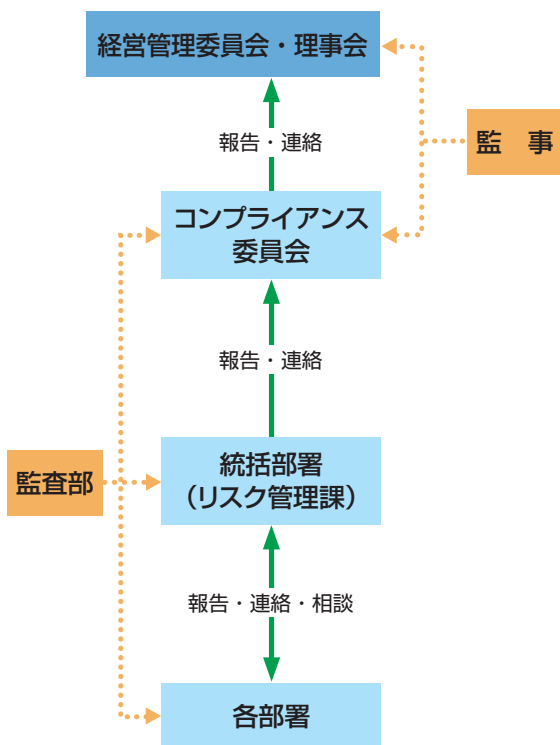
● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行っています。

■ コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

【コンプライアンス体制】



金融機関が直面するリスクの多様化、複雑化を踏まえ、自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことは、地域金融機関として社会的責任を果たすための必須事項であると強く認識しています。

当会の役職員ひとり一人が、高い倫理観と使命感をもって、常に社会的責任を自覚し、健全な業務運営を行っています。

当会では、コンプライアンスにかかる基本方針を具現化し、利用者・社会から一層の信頼を確保するため、倫理行動基準を策定するとともに役職員の行動規範や遵守すべき法令等を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを策定しています。また、コンプライアンスの実践計画として毎年度理事会で決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、内部研修・自己啓発等を確実に実践することによって、コンプライアンス重視の組織風土を醸成しています。

【コンプライアンスにかかる基本方針】

1. 社会的責任と公共的使命の認識
当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
2. 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、府下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与する。
3. 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
4. 反社会勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
6. 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
7. 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
8. 社会貢献活動への取組
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組む。

【JAバンク京都信連倫理行動基準】

1. プロとしての自覚

私たちは、高い倫理観のもと専門性を一層磨き、柔軟な発想・誠実な態度・信頼の評価を併せ持つ、金融のプロとして行動します。

2. 積極的な行動

私たちは、他組織との連携による高度な情報分析、迅速・確実な情報提供と有効な提案等、会員・利用者等のニーズに応えるため積極的に行動します。

3. 関連法規の遵守

私たちは、あらゆる法令・会内規則・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正で誠実な事業運営を行います。

4. 公正・透明な取引と効率的な業務運営

私たちは、取引に関連した過度な贈答・接待の授受を慎み、節度を持った交際、コスト意識の堅持を通し、常に公正・透明・効率的な取引を行います。

5. 人権の尊重

私たちは、役職員一人ひとりがお互いを尊重し、常に相手の立場に立って考え行動する、差別やハラスメントのない職場づくりに努めます。

6. 働きやすい職場を目指して

私たちは、お互いを尊重し、高いモラルの維持とコミュニケーションの充実により団結力を高め、個々の能力が発揮できる働きやすい職場を目指します。

7. 地域社会の一員として

私たちは、良識ある行動と地域活動への積極的な参加に努めるとともに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き断固としてこれを排除します。

8. 環境への取組

私たちは、省資源・省エネ・リサイクルなど資源の有効活用に努め、環境にやさしい取り組みを積極的に行います。

■ 個人情報保護方針

当会は、お客様の個人情報を正しく取り扱うことが、事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

【個人情報保護方針】

1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、予めご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、予めご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた

場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当会は、保有個人情報につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8. 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■ 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

【利用者保護等管理方針】

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【金融 ADR 制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

（電話：075-681-2424（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）、総合紛争解決センター（大阪府）

①の窓口または京都府JAバンク相談所（電話：075-693-2105）にお申し出ください。なお、京都弁護士会紛争解決センター、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター、兵庫県弁護士会紛争解決センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域

の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は京都府JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問い合わせください。

■ 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報の適切なセキュリティ確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約いたします。

【情報セキュリティ基本方針】

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、役職員の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる

体制を維持します。

4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム（組織的に情報セキュリティの維持及び向上のための施策を立案、運用、見直し及び改善すること）を確立し、維持改善に努めます。

■ 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表いたします。

【利益相反管理方針の概要】

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当社は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当社の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当社は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、事業を行うにつくまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

【反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

1. 運営等

当社は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当社の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

2. 反社会的勢力等との決別

当社は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

3. 組織的な対応

当社は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

4. 外部専門機関との連携

当社は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

5. 取引時確認

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

6. 疑わしい取引の届出

当社は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

■ 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

【金融商品の勧誘方針】

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 貸出運営

当会は、京都府内を事業区域とする地域金融機関であるとともに京都府内JAの信用事業の連合会として、JAの組合員及び地域の皆様からお預かりした大切な資金を、農業振興と地域社会発展のために安定的に融通・還元することが重要な役割と認識しております。地域金融機関として、農業者・農業法人はもとより、地場産業、地方公共団体など地域のさまざまな資金ニーズに応えることにより、地域社会の一層の発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

■ リスク管理の態勢

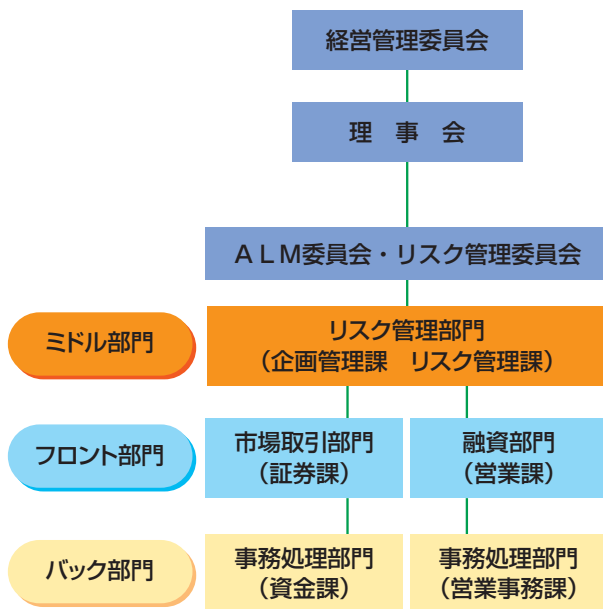
金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク等多種多様にわたり、量的な増大とともに質的にも一段と複雑化しています。こうした情勢の中、金融機関のリスク管理能力の充実は年々重要性を増しており、健全性の高い経営、さらなる信頼性の確保を目指すなかで、より高いレベルでのリスク管理態勢の構築が最重要事項となっています。

当会では、会員・利用者の皆様に安心してご利用いただくため、「リスクマネジメント基本方針」を中心として、認識すべきリスクの種類や管理手法・管理体制などのリスク管理体系を整備しており、それに基づいたリスク管理体制の確立により、リスクのコントロールと安定的な収益確保に努めています。

■ リスク管理体制

経営管理委員会において「リスクマネジメント基本方針」を策定し、リスク管理の対象とするリスクの種類を定義するとともに、リスク管理体制を明らかにしています。

収益部門については、フロントとバックを分離して正確な事務処理の確保に努めています。また、審査業務、リスク管理業務についてはミドル部門である「リスク管理課」、A L M管理業務については同じくミドル部門である「企画管理課」が主管部署として行い、当会規定に基づいて適宜、A L M委員会、リスク管理委員会にて協議・検討し、理事会・経営管理委員会へ附議・報告を行う体制としています。



なお、当会において認識するリスクについては以下のとおりです。

● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、当会が保有する資産の価値が減少ないし消失することにより、損失を被るリスクです。

● 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな要因が変動することにより、当会が保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクです。

その他、役職員の事務処理や事故・不正等にかかる「事務リスク」、コンピューター障害、誤作動等にかかる「システムリスク」、資金調達にかかる「流動性リスク」、法律や契約にかかる「法務リスク」があります。

■ A L M委員会・リスク管理委員会

A L M委員会・リスク管理委員会を毎月開催しています。

A L M委員会においては、リスクを適正な水準に保つための適切な資産配分とそれに伴う収益の安定を図り、加えて中長期収支シミュレーションの実施により金利変動に対応した安定収益が確保できるように努めています。

リスク管理委員会においては、各種限度額等のモニタリングの結果報告を行うとともに、諸情報の分析結果の報告、検討を行っています。これにより、各部署へのリスクマネジメント意識の周知徹底、リスク量に見合った収益の確保を図っています。

■ 統合的なリスク管理について

信用リスクや市場関連リスクを計量化するとともに、自己資本を配賦原資としたリスク許容額を算出し、リスクの種類別にリスク配分額を決定しています。各部門は、決定されたリスク配分額の範囲内において業務運営を行い、リスク管理部門が一元的な管理を行うことにより経営の健全性確保に努めています。

またリスク分散の観点から運用限度額基準を設定し、一与信先に対する与信限度額、格付別与信限度額、業種別与信限度額を管理しており、これについても事業年度毎に見直し、毎月のモニタリングで検証しています。加えて受益証券、デリバティブ取引については別途ロスカット基準を定めるなど、リスクの早期低減にも努めています。

■ 審査体制

融資部門、市場取引部門から独立したリスク管理部門（リスク管理課）が二次審査を実施する体制を採り、審査にかかる牽制機能を確保しています。また、与信限度額管理を行いリスク集中の防止に努めるとともに、与信先の経営状況や資金使途等の把握、投資商品のリスク分析など、厳密な審査を行い、資産の健全性の維持・向上を図っています。

■ 内部監査体制

内部監査部署を独立した部門として設置することにより、常勤監事・員外監事とともに、組織・業務全体にわたって監査・指導を行い、監査体制の充実強化に努めています。

■ 事業概況 (平成25年度)

平成25年度の当会の事業につきましては、府内JAをはじめ地域のみなさまのご協力のもと、事業収益は10,044百万円（前年対比+796百万円）、経常利益は2,756百万円（前年対比+366百万円）、当期剰余金は2,066百万円（前年対比+269百万円）を計上しました。

以下につきましては、各業務部門の報告です。

■ 金融推進業務

1. JA信用事業強化に向けた取り組み

JAバンク京都中期戦略（平成25年度～27年度）の初年度として、平成25年度JAバンク京都実践方策に掲げた基本目標の実現と経営数値目標の達成に向けて取り組みました。

事業量拡大のため、府内統一キャンペーンによる個人貯金の増強や年金振込口座拡大を継続的に図るとともに、JAバンクローンの残高伸長にも積極的に取り組みました。

府内JA貯金残高は、12,295億円（前年対比+2.8%）、貸出金残高は2,275億円（前年対比△0.3%）となりました。

2. 信頼されるJAバンク京都の確立

JAバンク基本方針に基づく財務・体制整備モニタリングを実施し、JAの経営状況・業務執行状況を点検・確認するとともに、京都府・中央会主催のJA支店長向け事務リスク管理研修会において、事務手続を踏まえた事務処理の徹底、渉外担当者の行動管理の徹底等、不祥事の未然防止に取り組みました。

■ 貯金業務

JA預り金の増加および員外貯金の獲得により、貯金残高は、1兆327億円（前年対比+6.0%）となりました。

また、貯金奨励金を50億円支払い、安定還元に努めました。

■ 融資業務

農業融資については、JA・融資支援チームとの連携によりメイン強化先等農業者への資金ニーズに適切に対応し、融資残高の伸長に努めた結果、日本公庫資金を含め69件、375百万円を実行しました。

件数では期首を上回ったものの繰上償還等があり、米代金による当座貸越を除く期末残高は2,764百万円（前年対比△0.6%）となりました。

事業資金については、地元企業、上場企業を中心に営業活動を行い、取引拡大に努めた結果、期末残高は791億円（前年対比+0.6%）となりました。



■ 余裕金運用業務

短期資金については、系統預金を中心に流動性を確保しつつ買入金銭債権を倍増するなど効率運用に努めました。JAのキャンペーンによる個人貯金の積み上げと企業等からの預け入れもあって、期末の預け金残高は6,392億円（前年対比+7.3%）となりました。

有価証券については、流動性のある国債の残高積み増しを図るとともに、信用スプレッドを享受するため銘柄選別のうえ社債を取得しました。一方、低クーポンで発行された金融債については市場動向を勘案し、一部売却しました。

この結果、期末の有価証券残高は2,700億円（前年対比+2.5%）となりました。



■ 為替決済業務

国庫金振込事務検査を実施するとともに、為替実務研修会、国庫金振込事務取扱説明会および現金事務取扱説明会を開催し適正な事務処理の周知に努めました。

また、でんさいネットサービスの平成27年4月取扱開始に向け、(株)全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）へ加盟申請を行い、承認されました。

なお、府内全体の為替取扱高（仕向・被仕向）は、2兆8,800億円（前年対比+190%）、手形交換取扱高（持出・持帰）は968億円（前年対比+76%）となりました。

社会的責任と貢献活動

当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

■ 地域貢献活動

■ 地域からの資金調達の状況

当会の平成25年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む）は、1兆327億円となり、うち9,413億円は府内JAよりお預かりしています。

また、組合員を含めた地域の皆さまの計画的な資金作りをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の金融商品の取扱いをしています。

■ 地域への資金供給の状況

当会の平成25年度末の貸出金残高は、791億円となりました。

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりしている大切な資金は、農家組合員や農業に関連する企業、地場産業ならびに地方公共団体等においてご利用いただいております。また、農業の担い手を金融面から積極的に支援するため、(株)日本政策金融公庫の受託貸付金の活用にも努めています。

■ 地域密着型農業金融への取り組み

1. 地域農業の発展、活性化を支援するため、農業金融センター機能を拡充し、JAと一体となって次の通り取り組んでいます。

(1) 農業者・中小企業等への経営支援に関する取組

農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことを、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、貸付条件の変更等の相談や申込みに柔軟に対応するとともに、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく対応し、以下の方針を定め、経営改善への取組みを支援できるよう努めています。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

今後は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドライ

ンに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

【金融円滑化にかかる基本方針】

1. 当会は、農業者や中小企業者等のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、研修等により上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、農業者や中小企業者等のお客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、農業者や中小企業者等のお客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制について
当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) コンプライアンス委員会での協議
専務、各部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 苦情・相談窓口の設置
事業資金または住宅資金をお借入いただいている農業者または中小企業者等のお客様からの円滑化にかかる相談窓口及び苦情相談窓口を設置しています。
 - (3) 金融円滑化管理責任者および担当者の設置
営業部長を金融円滑化管理責任者とし、営業部に金融円滑化担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(2)農業担い手支援

各JAに設置の担い手金融リーダーと連携し、担い手のニーズに応えるために、金融面からのサポートに取り組んでいます。

また、(株)日本政策金融公庫の農業経営基盤強化資金（スーパーL）や農業改良資金の活用により、農業者の自主性と創意工夫による経営規模拡大・改善を支援しています。

今後も各JAとの連携を一層強化するとともに、事業間の連携強化に取り組み、農業制度資金はもとより当会農業資金の積極的活用による担い手支援を進めてまいります。

(3) JAバンク京都農業被害利子補給事業

農業経営基盤に甚大な被害を及ぼす自然災害により、農業被害を受けられた農業者等へのJA融資に対し、利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることで農業経営の復興を支援しています。

平成25年度は、33件、14万円の利子補給を行いました。

(4) その他の支援

新規就農者への就農支援資金による支援等、京都府をはじめ関係機関と協調・連携し、活力ある京都府農業の支援に努めています。

2. 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

(1) JAグループ京都担い手対応連絡協議会を通じた取り組み

京都府農協中央会が組織する連絡協議会を通じて、他の連合会と事業間連携・情報交換を図るとともに、JAグループ京都農業法人協会に加盟の81会員を中心に訪問活動を展開し、資金ニーズの把握等に努めています。

(2) 担い手に適した資金供給手法の取り組み

・資金コーディネート

農業者の資金ニーズに即し最適な資金提供ができるよう、提案型の相談対応に努めています。

・アグリシードファンド

アグリビジネス投資育成株式会社のアグリシードファンドを活用し、地域の農業発展の核となる農業法人に対する資本増強を、農林中央金庫と連携して取り組んでいます。

3. JAバンクアグリサポート事業（JAバンクアグリ・エコサポート基金）

JAバンクとして、日本の農業・農村に対する支援を行うため、農林中央金庫が主体となって「JAバンクアグリ・エコサポート基金」を設立し、全国で事業を展開しています。内容としては「利子助成事業」、「食と地域の文化発信事業」、「JAバンク食農教育応援事業」「投資事業」の4つの事業があり、JAバンクが一体となって以下の活動を行っています。

(1) 利子助成事業

JAが行う担い手向けなど一定の農業融資に対して、利子助成が行われています。京都府内においては、448件の融資に対し、7百万円の利子助成が行われています。

(2) J Aバンク新規就農応援事業

新規就農希望者を育成するための研修受入先に対して、研修費用の助成が行われています。京都府内においては、7先に対し68万円の助成が行われました。

(3) JAバンク食農教育応援事業（教材本贈呈事業）

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを目的として、平成20年度より京都府内の公立小学校の5年生（約2万4千人）を対象に、「農業と食」「農業と環境」「農業と経済」をテーマとする補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈し、食農教育の理解促進に努めています。



4. 農商工連携応援ファンドを通じた支援

当会では、京都府や地元金融機関、J A京都中央会とともに「きょうと農商工連携応援ファンド」に対して資金を拠出し、府内の農林漁業者と中小企業者の密接な連携による新たな京都ブランドの創造や農業経営の改善・向上を図る取組みに対して支援を行っています。

■ 文化的・社会的貢献について

1. グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会の実施

J A年金友の会会員の相互交流や親睦、健康の増進を図るため、府内J Aにおいて組織された年金友の会の会員を対象としたグラウンドゴルフ大会を毎年企画・運営しています。第14回を迎えた平成25年度は、各JA選抜の14チーム84人に参加いただきました。

また、新たな取組みとして、京都府年金友の会ゴルフ大会を開催し86人に参加いただきました。

2. 「全日本大学駅伝対校選手権大会」への協賛・支援

青少年育成、地元の文化・スポーツ振興を応援する一環として、平成21年より「秩父宮賜盃全日本大学駅伝対校選手権大会」に特別協賛しています。

関西地区予選会では、参加者に京都米のおにぎりやタオルの差し入れをしたり、スタッフとして運営に参加しています。

また、全国大会出場を決めた大学に対しては、「亀岡牛肉」「京都丹後産コシヒカリ」を贈呈しています。



3. 「京都丹波ロードレース大会」への協賛

京丹波町の一大イベントとして毎年盛り上がりを見せている「京都丹波ロードレース」に

特別協賛し、地域振興とJAバンク京都の認知度の向上ならびにイメージアップに取り組みました。

4. 「赤い羽根定期貯金」による福祉活動への支援

府内の福祉活動（高齢者や障がい者・児童への福祉活動やボランティア活動）に取り組む京都府共同募金会を支援するため、JAバンク京都では「赤い羽根定期貯金」を取扱い、その残高の0.03%にあたる寄付金の贈呈を行いました。



5. 「京都サンガFC」への協賛

平成18年度より、京都のプロサッカーチーム「京都サンガFC」のオフィシャルスポンサーとなり、地域の皆さまとともに応援しています。

6. おいしおすえ京野菜キャンペーンへの協賛

梅小路公園にて毎年行われる「京都九条ねぎフェスティバル」におきまして、JAグループ京都として、おいしおすえ京野菜キャンペーンへの協賛を行っています。

7. 京野菜晩餐会の開催

JAグループ京都は、京野菜の世界ブランド化に向け、平成25年9月25日にフランス・ベルサイユ宮殿において、日本の政府関係者や京野菜の生産者、フランスからも政府関係者やマスコミ、料理人などの方々に参加いただき、盛大に京野菜晩餐会を開催しました。



8. 京都500歳野球への協賛

平成24年度より、京都500歳野球連盟に協賛し、地元の文化・スポーツ振興を応援しています。

9. 広報活動

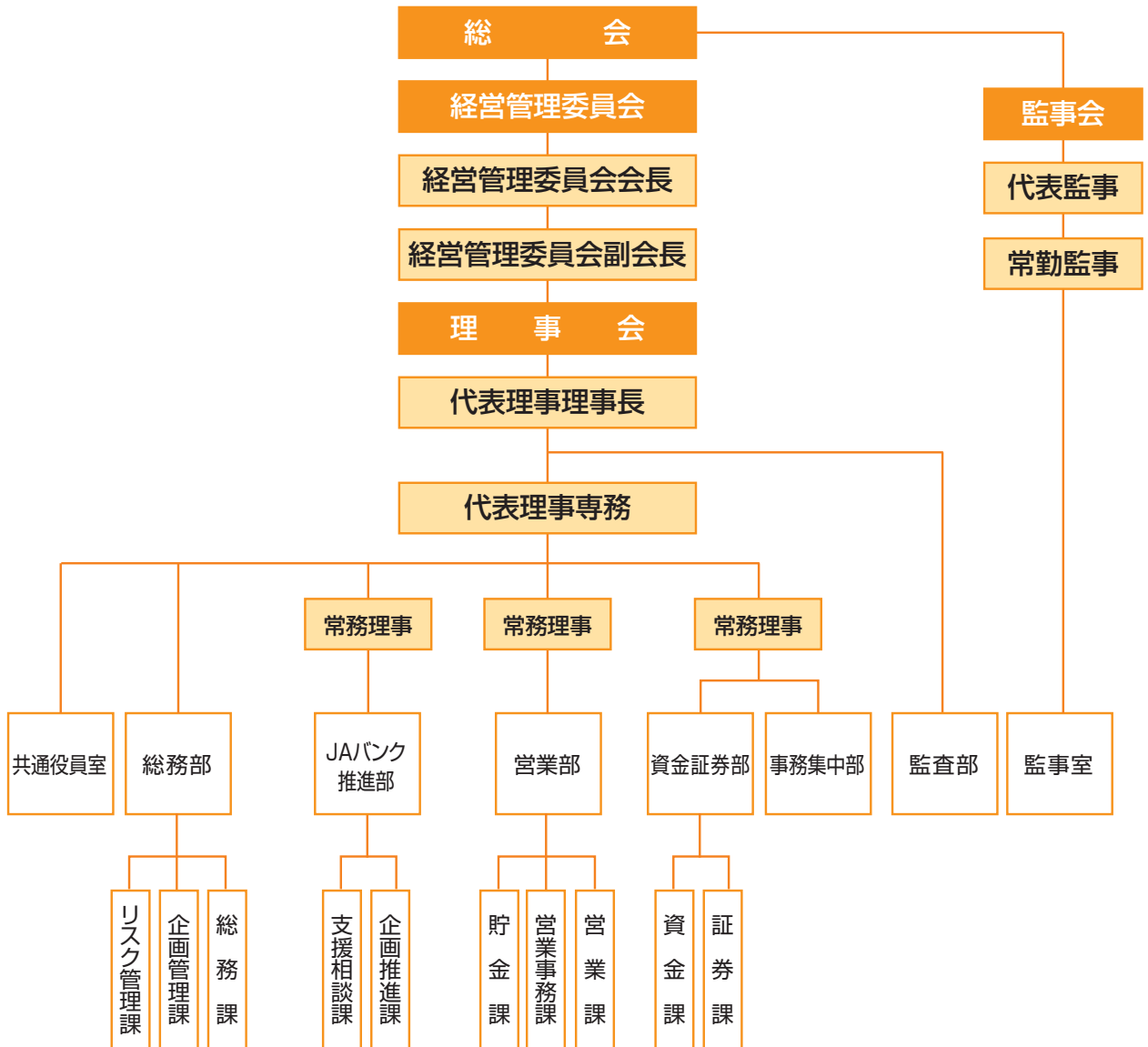
テレビ番組「あぐり京都」（企画・提供：JAグループ京都）、「夢追人～農に生きる～」（提供：JAバンク京都・JAバンク滋賀・農林中央金庫）やラジオ番組への協賛などを通じて管内の農業生産法人、農業者や農作物を紹介し、農業・農村の役割への理解や、食の安心・安全の浸透に努めています。

10. 年金相談会・住宅ローン相談会の開催

府内JAの各店舗における「年金相談会」、「住宅ローン相談会」の開催を支援し、地域の皆さまの相談ニーズに応えられるよう、相談員の派遣や資材の提供を行っています。

組織の概要

■ 組織機構図(平成26年7月現在)



■ 役員構成 (平成26年7月現在)

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
経営管理委員会会長	中川 泰 宏	代表理事理事長	杉田 勇 市	代表 監 事	大槻 松 平
経営管理委員会副会長	梁川 伊 一	代表理事専務	大槻 正 昭	常勤 監 事	近澤 雅 喜
経営管理委員	仲道 俊 博	常務 理 事	鳴瀧 学	監 事	豊田 勝 代
経営管理委員	徳山 清	常務 理 事	高見 裕 昭	員外 監 事	西田 悟
経営管理委員	十川 洋 美	常務 理 事	山内 守		
経営管理委員	岡田 寛 郎				
経営管理委員	松本 正 治				
経営管理委員	青山 裕 司				

職員数は96名、うち男子58名、女子38名です。

■ 特定信用事業代理業者の状況 (平成26年7月現在)

該当する取引はありません。

■ 店舗の所在地 (平成26年7月現在)

店 舗	所 在 地	電話番号
本 店	京都市南区東九条西山王町1	(075)681-2412
事務センター	京都市伏見区中島北ノ口町6	(075)602-7511

■ 子会社等の状況

会社名	所在地	主な業務内容	設立年月日	資本金総額	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率
株式会社 京都JA会館	京都市南区 東九条西山王町 1番地	不動産の賃貸 及びその維持 管理並びに農 業者及び農業 団体の利用に 対する施設の 提供	平成25年 2月4日	83百万円	38.50%	38.50%

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員（非常勤含む）、理事（非常勤含む）及び監事（非常勤含む）をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	89	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員9名、理事8名、監事5名です。（期中退任者および期中に監事を退任し理事に就任した者も含む。）

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

• 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

沿革・歩み

年	摘 要
昭和23年	京都府信用農業協同組合連合会設立
//	京都手形交換所代理交換に加入
昭和29年	農林漁業金融公庫業務を受託
昭和36年	住宅金融公庫業務を受託
昭和42年	京都市南区東九条西山王町1番地に移転
昭和48年	協同会社(株)京都府農協電算センター設立
昭和49年	全国農協信用事業相互援助制度発足
昭和50年	貯金量 1,000億円達成
昭和54年	全国銀行内国為替制度に加盟
昭和57年	事務センター竣工
//	京都支所開設(昭和63年に支店へ呼称変更、平成10年廃止)
昭和58年	貯金量 3,000億円達成
//	京都府内農協貯金ネット取り扱い開始
昭和59年	全国農協貯金ネット取り扱い開始
昭和62年	貯金量 5,000億円達成
昭和63年	福知山支店開設(平成10年廃止)
平成2年	都銀、地銀とのCDオンライン提携
平成3年	第2地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携
//	外貨両替業務取り扱い開始(平成18年中止)
平成6年	国債自己窓販の開始
平成7年	NOBSグループ7県にて共同開発した新システム稼働
平成8年	日銀歳入金取り扱い開始
平成10年	府内JA自動化機器平日稼働時間の延長、祝日稼働実施
平成11年	(株)京都府農協電算センター株式を一部譲渡し、協同会社から除外
//	投資信託の窓口販売開始
//	経営管理委員会制度導入
平成12年	郵貯とのCD・ATMオンライン提携
//	デビットカード取り扱い開始
平成13年	貯金量 7,000億円達成
//	外貨預金取り扱い開始(平成17年中止)
//	府内JA自動化機器土、日、祝日稼働時間の延長
//	JAネットバンク取り扱い開始
//	JAバンク京都府本部設置
平成14年	京都銀行協会準社員銀行加入(京都手形交換所直接参加)
平成16年	JASTEMシステム稼働
平成17年	決済用貯金取り扱い開始
//	セブン銀行とのATM提携取り扱い開始
平成18年	キャッシュカードによる利用限度額を50万円へ変更
//	ICキャッシュカード発行開始
平成19年	ゆうちょ銀行、セブン銀行とのATM入金提携開始
//	貯金量8,000億円達成
//	手形・小切手集中発行システムを稼働
平成20年	JAバンクATM顧客手数料の全国一律無料化開始
//	三菱東京UFJ銀行とのATM顧客手数料の平日昼間無料化開始
//	創立60周年記念式典
平成21年	全国印鑑システム稼働
平成23年	JASTEM次期システムへ移行
平成25年	(株)京都JA会館を関連会社化
//	貯金量1兆円達成

業 務 内 容

○業務のご案内26

- 貯金業務
- 貸出業務
- 為替業務
- 公共債・投資信託の窓口販売業務
- その他のサービス業務

○商品のご案内27

- 貯金
- 個人向けご融資
- 一般企業等事業者向けご融資
- 農業者向けご融資
- 制度資金のご融資
- J Aキャッシュカードサービス
- 為替サービス
- 国債
- 投資信託
- その他のサービス

○各種手数料33

- A T M利用手数料
- 内国為替の取扱手数料
- その他の手数料

■ 業務のご案内

■ 貯金業務

会員ＪＡ、各連合会、地方公共団体、企業、地域のみなさまから、余裕金・決済資金等をお預かりしております。

また、皆さまのご利用ニーズにあわせて普通貯金、当座貯金、スーパー定期、総合口座等、さまざまな商品を取り揃えています。

■ 貸出業務

農業者への融資はもちろん、地域の団体・企業や個人の方々の事業・活動に対する融資ニーズに幅広く応えます。

■ 為替業務

全国のＪＡをはじめ銀行・信用金庫等とオンラインシステムで提携し、振込・代金取立等の内国為替取引を迅速・安全・確実にお取り扱いしています。

■ 公共債・投資信託の窓口販売業務

お客様の多様なニーズに幅広くお応えするため、国債等の公共債や投資信託の窓口販売業務を行っています。商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただいた上で、ニーズに合った商品を販売しています。

■ その他のサービス業務

- ＪＡカード
- デビットサービス
- マルチペイメントサービス
- ＪＡバンク優遇ポイントサービス

商品のご案内

京都府のJA・信連でご利用いただける主な取扱商品と各種サービス

■貯 金

貯金の種類	特 色	期 間	預 入 れ 金 額	
普通貯金	おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。 貯金保険制度により全額保護対象となる「無利息型」での口座開設もできます。また、既存の普通貯金を「無利息型」に変更することもできます。	期間の制限はありません	1円以上	
総合口座	普通貯金、定期貯金、定期積金、自動融資機能を一冊の通帳にセット。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金と定期積金の掛込残高の90%（最高200万円）まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率はお預入定期貯金・定期積金の利率に所定の金利を加えた利率となります。	期間の制限はありません	1円以上	
新貯蓄貯金	基準残高10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上により適用金利が変わります。	期間の制限はありません	1円以上	
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません	1円以上	
通知貯金	1週間以上の短期のお預入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上	
定期貯金	大口定期貯金	大口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期	小口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内 複利型 3年以上5年以内	1円以上
	変動金利定期貯金	6か月ごとに金利が変更されます。	単利型 1年・2年・3年 複利型 3年	1円以上
	期日指定定期貯金	1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上300万円未満
	据置定期貯金	6か月経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長5年	1万円以上1,000万円未満
積立型貯金	積立式定期貯金 〈エンドレス型〉 〈満期型〉	毎月のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	〈エンドレス型〉 積立期間の制限はありません 〈満期型〉 積立期間6か月以上10年以内 据置期間1か月以上3年以内	1円以上
	積立式定期貯金 〈年金型〉	老後の生活に備えた資金づくりに最適です。無理のない資金づくりができる積立型とまとまった資金のお預け入れに最適な一括預入型があります。	積立期間12か月以上 据置期間2か月以上10年以内 受取期間3か月以上20年以内	1円以上
	定期積金	毎月一定額のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上5年以内	1,000円以上
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積み立てとなります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
譲渡性貯金	短期運用に適した、満期日前の中途売買（期間中の譲渡）が可能な貯金です。	7日以上5年以内	1,000万円以上	

※各種貯金をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 個人向けご融資

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
住宅ローン (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅（マンションを含む）、宅地の購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈100%応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅（マンションを含む）の購入資金として、所要資金の100%までご利用いただけます。（所要資金とは、工事請負金額・売買金額＋登記料＋火災共済掛金＋保証料＋仲介料＋消費税＋不動産取得税の合計額です。）	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 4,000万円以内。 ただし、担保評価額の130%以内かつ所要金額の範囲内。	3年以上 32年以内で現在借入中の住宅ローンの残存期間内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈200%借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 4,000万円以内。 ただし、担保評価額の200%以内かつ所要金額の範囲内。	3年以上 32年以内で現在借入中の住宅ローンの残存期間内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
リフォームローン (I型・II型) (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の増改築、改装、補修資金としてご利用いただけます。他、住宅に付帯する設備等の購入資金としてご利用いただけます。	(I型) 10万円以上 1,000万円以内 (II型) 10万円以上 500万円以内	(I型) 1年以上 15年以内 (II型) 1年以上 10年6ヵ月以内	J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。別途担保が必要となる場合があります。
フリーローン (固定金利型) (変動金利型)	用途自由です。電化製品購入、旅行、結婚、相続資金など幅広くご利用いただけます。	300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	担保は必要ありません。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
マイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	自動車の購入又は車検、修理のための資金としてご利用いただけます。	500万円以内	6ヵ月以上 7年以内	担保は必要ありません。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
教育ローン (固定金利型) (変動金利型)	ご子弟のご入学金、授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。	500万円以内	13年6ヵ月以内 ただし在学期間 ＋7年6ヵ月以内	担保は必要ありません。J A所定の保証機関の保証をご利用いただけます。

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
営農ローン	組合員のみなさまに農業安定に向けた資金としてご利用いただけます。	極度額 300万円以内	契約期間 1年	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
農機具ローン (固定金利型) (変動金利型)	組合員のみなさまに農機具購入、修理のための資金としてご利用いただけます。	200万円以内	6ヵ月以上 8年以内	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
福祉ローン 〈リフォーム型〉 (I型・II型) (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に伴う既存住宅の増改築のための資金としてご利用いただけます。	(I型) 10万円以上 1,000万円以内 (II型) 10万円以上 500万円以内	(I型) 1年以上 15年以内 (II型) 1年以上 10年6ヵ月以内	J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。 別途担保が必要となる場合があります。
福祉ローン 〈フリー型〉 (固定金利型) (変動金利型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に必要な機器などを購入するための資金としてご利用いただけます。	300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
スマート・エコハウス 促進資金 (固定金利型)	ご本人、ご家族が常時居住するための住宅に対する太陽光発電設備等の購入および設置に必要とするための資金としてご利用いただけます。	350万円以内	1年以上 10年以内	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
再生可能エネルギー 発電設備資金 (変動金利型)	農業者、農業を営む法人および任意団体が自己の保有する農業生産にかかる資産を活用し再生可能エネルギー事業に必要な発電・蓄電設備を取得するための資金としてご利用いただけます。	(個人) 3,000万円 (法人・任意団体) 5,000万円	余剰売電：7年 全量売電：17年	J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。 別途担保が必要となる場合があります。
カードローン (約定返済型・約定返済 ワイド) (変動金利型)	組合員のみなさまの生活に必要な一切の資金としてご利用いただけます。	(約定返済型) 10万円以上50万円 以内 (約定返済型ワイド) 10万円以上200万 円以内	契約期間 (約定返済型) 2年 (約定返済型ワイド) 1年	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。

※上記ローン等をご利用の際は、お近くの信連及びJ Aの店舗へお問い合わせください。

■ 一般企業等事業者向けご融資

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
一般企業向け、個人事業者向け事業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しております。
アパート・マンション建設資金	貸家、賃貸住宅の新築・増改築・補修資金などとしてご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	ご融資対象の土地、建物の担保および連帯保証人などが必要です。

※このほかにも、各種資金をご用意しておりますので、ご利用の際はお近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 農業者向けご融資

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
担い手農業者向け資金 (個人・法人)	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業資金としてご利用いただけます。但し、負債整理資金は除きます。	<ul style="list-style-type: none"> 個人 500万円以内 法人 2,000万円以内 	10年以内	原則、当会所定の保証機関の保証をご利用いただけますが、必要に応じて、不動産担保および連帯保証人が必要です。
再生可能エネルギー発電設備資金 (個人・法人)	農業生産にかかる資産等を活用して行う再生可能エネルギー事業に必要な資金としてご利用いただけます。	<ul style="list-style-type: none"> 個人 3,000万円以内 法人 5,000万円以内 	余剰売電: 7年 全量売電: 17年	原則、当会所定の保証機関の保証をご利用いただけますが、必要に応じて、不動産担保および連帯保証人が必要です。

■ 制度資金（農業・住宅関連）のご融資

公庫等の受託資金

受託先	資金のお使いみちなど
株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)	農業基盤整備資金、スーパーL資金など農業に関連した資金をお取り扱いしております。
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	高校、大学等教育資金をお取り扱いしております。
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅の建築、改良等の資金をお取り扱いしております。

※上記受託資金をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

京都府の制度資金（抜粋）

ご融資の種類	資金のお使いみちなど
農業近代化資金	農業施設、農機具等の取得に必要な資金をお取り扱いしております。
就農支援資金	新たに就農するための研修等に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅建設資金	住宅の建設に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅改良資金	住宅の増改築に必要な資金をお取り扱いしております。
スマート・エコハウス促進資金	住宅の太陽光発電設備等に必要な資金をお取り扱いしております。

※上記制度資金をご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ JAキャッシュカードサービス

JAバンクのキャッシュカードは、JAバンクのATMの他、セブン銀行、三菱東京UFJ銀行、ローソンATM、イーネットATM、ゆうちょ銀行でご利用いただけます。

また、ミックスマークのある金融機関のATMでもご利用いただけます。

■ 為替サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振込・ご送金・お取立てを行っております。
JAネットバンクサービス	パソコン・スマートフォン・携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会や振込・振替などのお取引ができる便利なサービスです。 NTTドコモの「iモード」、ソフトバンクの「Yahoo!ケータイ」、KDDI (au) の「EZweb」の利用できる携帯電話でお取り扱い可能です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に当日自動的に振り込まれます。振り込まれたお金はキャッシュカード等により必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいただけますので、払込のわずらわしさがなくなります。

※各種サービスをご利用の際は、お近くの信連及びJAの店舗へお問い合わせください。

■ 国 債

各種国債の販売をお取り扱いしております。

種 類	期 間	申込単位	発 行	特 典
長期利付国債	10年	5万円	月1回	マル優・マル特が各350万円までご利用いただけます。
中期利付国債	2年・5年			
個人向け国債	変動10年	1万円	月1回	
	固定3年・固定5年			

- (注) 1. 国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
 2. 利付国債について、中途売却する場合、市場価格の変動により売却価格が購入価格を下回ることがあります。
 3. 個人向け国債について、一定期間経過後に中途換金する場合、所定の利子相当額をお支払いいただけます。
 4. 国債をご購入の際は、必ず「契約締結前交付書面兼商品概要説明書」をご覧ください、内容を十分にご確認願います。

■ 投資信託

将来の暮らしにゆとりを生む投資信託をお取り扱いしております。

商品名	商品の特色	主なリスク	信託期間	買付単位
J AのMMF	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位
J A日本債券 ファンド	日本国内の債券を主要な投資対象とし、国内債券の代表的な運用指標であるNOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位
農中日経225 オープン	日本国内の株式を主要投資対象とし、日経平均株価指数（日経225）に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位

- （注）
1. 投資信託は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
 2. 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価格は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 3. 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託のご購入者が負うこととなります。
 4. 投資信託をご購入の際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」および「契約締結前交付書面」をご覧ください、内容を十分にご確認願います。

■ その他のサービス

種類	内容
J A カード	J Aカードは、J Aがご提供するクレジットカードです。「J Aならではの」特典を始めとしたお得なサービスが満載です。 公共料金や携帯電話料金等のカード決済にご利用いただけます。 また、ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になったJ Aカード（一体型）も発行しております。
デビットサービス	J Aキャッシュカードをジェイデビット(J-Ddebit)のロゴマークのある加盟店でご利用いただくことにより、即時に代金の支払いができます。
マルチペイメントサービス	国・地方自治体は、次世代決済スキームとして「いつでも」「どこでも」公共料金・税金等の支払ができるマルチペイメントネットワークサービス「Pay-easy(ペイジー)」の普及に力を入れております。 当会でも、J Aネットバンクおよび窓口にて取扱いを行っています。
J Aバンク優遇ポイントサービス	J Aバンクとのお取引内容をポイントに換算し、ポイントの合計に応じて3段階のステージをお客様ごとに適用し、各ステージによって「ATM利用手数料」および「J Aネットバンク月額利用手数料」の優遇を行います。（J Aとお取引のある個人の方すべてが対象となります。） ※申込みは不要です。

※上記サービスをご利用の際は、お近くの信連及びJ Aの店舗へお問い合わせください。

各種手数料 (平成26年6月30日)

■ A T M利用手数料

1. 当会のA T Mをご利用の場合

利用時間		利用カード	当会 府内 JA	府外 JA	JF マリン バンク	三菱東京 UFJ 銀行	提携 金融機関	キャッシング		
平日	8:45~18:00	出 金	無料	無料	無料	無料	108円	無料		
		入 金			取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外		
		残高照会			無料	無料	無料	無料		
	8:00~8:45 18:00~19:00	出 金			無料	108円	216円	108円		
		入 金			取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外		
		残高照会			無料	無料	無料	無料		
土曜日	9:00~14:00	出 金			無料	無料	無料	108円	108円	無料
		入 金					取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会					無料	無料	無料	無料
	14:00~18:00 (当会・府内JA以外は 17:00まで)	出 金					無料	108円	216円	108円
		入 金					取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会					無料	無料	無料	無料
日・祝日	9:00~17:00	出 金	無料	無料			無料	108円	216円	108円
		入 金					取引対象外	取引対象外	取引対象外	取引対象外
		残高照会					無料	無料	無料	無料

※年末・年始休日は除く。

※上記手数料には消費税（8%）が含まれております。

■ 内国為替の取扱手数料

				店 内	府内系統	府外系統	他金融機関
送 金 手 数 料					432円	432円	648円
振込手数料	窓口振込	電信	3万円未満	216円	216円	432円	540円
			3万円以上	432円	432円	648円	756円
		文書	3万円未満		216円	432円	540円
			3万円以上		432円	648円	756円
	ATM利用		3万円未満	無 料	108円	108円	324円
			3万円以上	無 料	324円	324円	540円
	定時定額自動振込		3万円未満		216円	216円	432円
			3万円以上		432円	432円	648円
	インターネットバンキング		3万円未満	無 料	108円	108円	324円
			3万円以上	無 料	216円	216円	540円
代 金 取 立 手 数 料				普通扱い		648円	648円
				至急扱い		864円	864円
そ の 他 の 諸 手 数 料				送金・振込の組戻料	1件につき	648円	
				不渡手形返却料	1通につき	648円	
				取立手形組戻料	1通につき	648円	
				取立手形店頭呈示料	1通につき	648円	
				但し、648円を超える取立経費を要する場合は、その実費をいただきます。			

※上記手数料には消費税（8%）が含まれております。

■ その他の手数料

項 目		単 価	手数料金額
キャッシュカード再発行手数料		1 枚	1,080円
通 帳 再 発 行 手 数 料		1 冊	1,080円
証 書 再 発 行 手 数 料		1 通	1,080円
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		1 枚	540円
残高証明書等各種 証明書発行手数料	当会所定書式による定期発行	1 通	216円
	当会所定書式による随時発行	1 通	432円
	当会所定書式以外による発行	1 通	1,080円
国債保護預り兼振替決済口座管理手数料		1 か 月	108円
個 人 情 報 開 示 手 数 料		1 通	1,080円

※上記手数料には消費税（8%）が含まれております。

財務諸表

○決算の状況	36
• 貸借対照表	
• 損益計算書	
• キャッシュ・フロー計算書	
• 剰余金処分計算書	
• 注記表	
○代表者の確認書	48
• 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認	

決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成 24 年度 (平成25年3月31日現在)	平成 25 年度 (平成26年3月31日現在)		平成 24 年度 (平成25年3月31日現在)	平成 25 年度 (平成26年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,010	1,545	貯金	937,281	983,015
預け金	595,482	639,274	当座貯金	5,811	6,167
系統預け金	593,124	638,964	普通貯金	3,007	3,668
系統外預け金	2,358	309	貯蓄貯金	23	17
買入金銭債権	11,277	18,751	通知貯金	500	—
金銭の信託	62,986	64,446	別段貯金	203	573
有価証券	263,255	270,085	定期貯金	927,715	972,588
国債	99,243	112,303	その他の貯金	21	—
地方債	2,324	2,230	譲渡性貯金	36,600	49,700
金融債	87,746	72,500	借入金	15,000	15,000
社債	49,888	57,713	代理業務勘定	51	56
外国証券	18,813	19,457	その他負債	6,115	5,416
株式	3,382	3,919	貸付留保金	3	—
受益証券	1,855	1,959	未払法人税等	580	653
貸出金	78,632	79,130	貯金利子諸税その他	13	15
手形貸付	667	756	従業員預り金	49	48
証書貸付	52,267	49,321	仮受金	748	827
当座貸越	3,768	2,203	資産除去債務	—	7
金融機関貸付	21,929	26,848	その他の負債	4,273	3,617
その他資産	1,668	1,578	未払費用	249	240
従業員貸付金	7	1	前受収益	1	1
差入保証金	2	2	未決済為替借	196	4
仮払金	27	39	諸引当金	2,728	2,955
その他の資産	423	432	相互援助積立金	2,208	2,504
未収収益	924	870	賞与引当金	11	11
前払費用	—	0	退職給付引当金	386	376
未決済為替貸	283	233	役員退職慰労引当金	121	62
有形固定資産	1,180	1,160	繰延税金負債	1,180	1,173
建物	213	194	債務保証	470	470
土地	956	956	負債の部合計	999,428	1,057,787
その他の有形固定資産	10	9	(純資産の部)		
無形固定資産	2	2	出資金	32,206	32,681
ソフトウェア	0	0	(うち後配出資金)	(24,221)	(24,695)
その他の無形固定資産	1	1	回転出資金	1,078	1,340
外部出資	44,200	43,984	再評価積立金	1	1
系統出資	43,385	43,385	利益剰余金	23,452	24,687
系統外出資	654	438	利益準備金	8,619	8,979
子会社等出資	161	161	その他利益剰余金	14,833	15,708
債務保証見返	470	470	電算対策積立金	1,300	1,300
貸倒引当金	△ 393	△ 368	特別積立金	9,050	9,600
			当期末処分剰余金	4,483	4,808
			(うち当期剰余金)	(1,796)	(2,066)
			会員資本合計	56,738	58,710
			その他有価証券評価差額金	3,607	3,564
			評価・換算差額等合計	3,607	3,564
			純資産の部合計	60,345	62,274
資産の部合計	1,059,774	1,120,062	負債及び純資産の部合計	1,059,774	1,120,062

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
経 常 収 益	10,540	11,069
資 金 運 用 収 益	7,843	7,875
（うち貸出金利息）	(1,673)	(1,532)
（うち預金利息）	(3,843)	(4,517)
（うち有価証券利息配当金）	(2,291)	(1,754)
役 務 取 引 等 収 益	783	803
そ の 他 事 業 収 益	620	1,365
そ の 他 経 常 収 益	1,293	1,025
経 常 費 用	8,149	8,312
資 金 調 達 費 用	5,317	5,796
（うち貯金利息）	(5,069)	(5,561)
役 務 取 引 等 費 用	742	762
そ の 他 事 業 費 用	65	71
経 常 費 用	1,347	1,335
そ の 他 経 常 費 用	676	346
経 常 利 益	2,390	2,756
特 別 利 益	39	39
特 別 損 失	0	0
税 引 前 当 期 利 益	2,430	2,795
法人税、住民税及び事業税	635	729
法人税等調整額	△2	△0
法人税等合計額	633	729
当 期 剰 余 金	1,796	2,066
当 期 首 繰 越 剰 余 金	2,686	2,741
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,483	4,808

(注) (うち預金利息) には受取奨励金、受取特別配当金が、(うち貯金利息) には譲渡性貯金利息、支払奨励金が含まれています。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,430	2,795
減価償却費	27	27
貸倒引当金の増加額	△ 287	△ 25
退職給付引当金の増加額	17	△ 10
その他の引当金・積立金の増加額	307	236
資金運用収益	△ 7,843	△ 7,875
資金調達費用	5,317	5,796
有価証券関係損益	242	△ 491
金銭の信託の運用損益	△ 841	△ 795
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	10,948	△ 497
預け金の純増減	△ 86,000	△ 53,000
貯金の純増減	92,168	58,833
コールローン等の純増減	△ 6,660	△ 7,473
その他	770	△ 60
資金運用による収入	8,856	8,778
資金調達による支出	△ 5,321	△ 5,813
事業分量配当金の支払額	△ 245	△ 431
小 計	13,889	△ 6
法人税等の支払額	△ 697	△ 656
事業活動によるキャッシュ・フロー	13,191	△ 663
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 106,826	△ 152,984
有価証券の売却による収入	78,580	116,735
有価証券の償還による収入	26,370	29,198
金銭の信託の増加による支出	△ 2,000	△ 2,028
金銭の信託の減少による収入	522	522
固定資産の取得による支出	△ 1	△ 7
外部出資の増加による支出	△ 184	—
外部出資の減少による収入	—	215
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,538	△ 8,347
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	602	474
出資の減少による支出	△ 0	△ 0
出資配当金の支払額	△ 394	△ 400
回転出資金の受入による収入	243	428
回転出資金の払出による支出	△ 298	△ 166
財務活動によるキャッシュ・フロー	153	336
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	9,805	△ 8,673
6. 現金及び現金同等物の期首残高	74,923	84,729
7. 現金及び現金同等物の期末残高	84,729	76,055

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,483	4,808
剰 余 金 処 分 額	1,742	1,842
利 益 準 備 金	360	420
任 意 積 立 金	550	550
出 資 配 当 金	400	404
事 業 分 量 配 当 金	431	468
次 期 繰 越 剰 余 金	2,741	2,965

注) 1. 普通出資金の配当率は 2.00% (平成24年度)、2.00% (平成25年度)
後配出資金の配当率は 1.00% (平成24年度)、1.00% (平成25年度) です。

注) 2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金 (特別定期貯金、中途解約及び期間 1 年超の定期貯金を除く) の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に
対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し 0.050% (平成24年度)、0.050% (平成25年度)

【平成25年度 注記表】

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- | | |
|------|--|
| 建 物 | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。 |
| | なお、主な耐用年数は、10年～50年です。 |
| 建物以外 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年～20年です。 |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(7) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は220百万円です。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

- (8) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は922百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、ATM、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| オペレーティング・リース | 19百万円 | 33百万円 | 53百万円 |
- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金55,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。
- (4) 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に5,274百万円含まれています。
- (5) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (6) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は372百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (8) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。
- なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は372百万円です。
- なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (11) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,567百万円です。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。

- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益はありません。

- (2) 子会社等との取引による費用総額 12百万円
うち事業取引高 12百万円

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしてまいります。

- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金については、当期末残高のうち、38.35%は金融業・保険業に対するものであり、15.17%はリース業に対するものです。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が19,457百万円ありますが、うち17,341百万円については、国債が担保となっている債券です。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,502百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	639,274	638,627	△646
買入金銭債権			
満期保有目的	18,751	18,775	24
金銭の信託			
運用目的	2,446	2,446	-
満期保有目的	60,000	62,283	2,283
その他目的	1,999	1,999	-
有価証券			
満期保有目的の債券	49,558	50,303	744
その他有価証券	220,526	220,526	-
貸出金	79,131		
貸倒引当金	△367		
貸倒引当金控除後	78,763	79,797	1,033
資 産 計	1,071,321	1,074,761	3,439
貯 金	1,032,715	1,031,693	△1,021
借入金	15,000	15,000	-
負 債 計	1,047,715	1,046,693	△1,021

- (注)1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金1百万円を含めています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金49,700百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づ

区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 43,984百万円

④1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	639,274 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	18,751 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
満期保有目的 その他有価証券のうち満期 があるもの	10,485 百万円	10,585 百万円	10,449 百万円	10,380 百万円	180 百万円	7,480 百万円
貸出金	7,951 百万円	7,635 百万円	7,642 百万円	6,809 百万円	3,477 百万円	45,610 百万円
合計	693,772 百万円	35,620 百万円	33,891 百万円	40,449 百万円	50,927 百万円	139,280 百万円

④1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）1,387百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	982,890 百万円	60 百万円	65 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	49,700 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	1,032,590 百万円	60 百万円	65 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円

⑤1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	地 方 債	1,688 百万円	1,740 百万円	52 百万円
	金 融 債	39,100 百万円	39,320 百万円	220 百万円
	外 国 証 券	7,000 百万円	7,473 百万円	473 百万円
	買入金銭債権	16,750 百万円	16,774 百万円	24 百万円
	小 計	64,539 百万円	65,309 百万円	770 百万円
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	地 方 債	70 百万円	70 百万円	- 百万円
	金 融 債	1,700 百万円	1,698 百万円	△1 百万円
	買入金銭債権	2,001 百万円	2,001 百万円	△0 百万円
	小 計	900 百万円	900 百万円	△1 百万円
	合 計	68,310 百万円	69,079 百万円	768 百万円

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株 式 債 券	2,519 百万円	3,500 百万円	981 百万円	
	国 債	107,551 百万円	110,257 百万円	2,705 百万円	
	地 方 債	289 百万円	292 百万円	2 百万円	
	金 融 債	29,847 百万円	30,001 百万円	154 百万円	
	社 債	53,673 百万円	54,140 百万円	467 百万円	
	外 国 証 券	11,500 百万円	11,858 百万円	358 百万円	
	そ の 他	1,559 百万円	1,859 百万円	300 百万円	
		小 計	206,941 百万円	211,911 百万円	4,969 百万円
	貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株 式 債 券	462 百万円	418 百万円	△43 百万円
		国 債	2,047 百万円	2,046 百万円	△1 百万円
地 方 債		179 百万円	179 百万円	△0 百万円	
金 融 債		1,700 百万円	1,699 百万円	△0 百万円	
社 債		3,587 百万円	3,572 百万円	△14 百万円	
外 国 証 券		600 百万円	599 百万円	△0 百万円	
そ の 他		100 百万円	99 百万円	△0 百万円	
		小 計	8,677 百万円	8,615 百万円	△61 百万円
		合 計	215,619 百万円	220,526 百万円	4,907 百万円

④1. 上記差額合計から繰延税金負債1,343百万円を差し引いた金額3,564百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	458 百万円	127 百万円	- 百万円
債 券	115,776 百万円	1,026 百万円	7 百万円
そ の 他	500 百万円	0 百万円	- 百万円
合 計	116,735 百万円	1,154 百万円	7 百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,446 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	4 百万円

②満期保有目的の金銭の信託

貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対 照表計上額を超える もの	うち時価が貸借対 照表計上額を超え ないもの
満期保有目的 の金銭の信託	60,000 百万円	62,291 百万円	2,291 百万円	2,291 百万円
				- 百万円

④「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの
その他の 金銭の信託	1,999百万円	2,000百万円	△0百万円	0百万円	△0百万円

- (注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産0百万円を加えた金額△0百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため（一財）京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	386百万円
退職給付費用	36百万円
退職給付の支払額	31百万円
制度への拠出額	15百万円
期末における退職給付引当金	376百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	166百万円
年金資産	△166百万円
	—百万円
非積立型制度の退職給付債務	376百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	376百万円
退職給付引当金	376百万円
期末における退職給付引当金	376百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	36百万円
----------------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、132百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
未払事業税	43百万円
減価償却超過額	14百万円
貸出金償却	53百万円
貸倒引当金超過額	26百万円
退職給付引当金超過額	104百万円
役員退職慰労引当金超過額	17百万円
相互援助積立金超過額	696百万円
有価証券有税償却額	21百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	984百万円
評価性引当額	△814百万円
繰延税金資産合計(A)	170百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,343百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,343百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,173百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.78%
事業分量配当金	△4.95%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	1.62%
その他	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.08%

(3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.58%から27.80%となります。この税率変更により、繰延税金資産が3百万円減少し、法人税等調整額が3百万円増加しています。

9 資産除去債務に関する事項

当会は昭和57年10月1日に建設した事務センター屋根裏の貼付材にアスベストが検知されたことに伴い、資産除去債務を計上しています。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から50年間、割引率は1.79%を採用しています。

当事業年度において資産除去債務に計上した金額は7百万円で、当事業年度末における資産除去債務残高は、上記7百万円と時の経過による資産除去債務の調整額0百万円の合計7百万円です。

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

【平成24年度 注記表】

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
- 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- | | |
|------|--|
| 建 物 | 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。 |
| 建物以外 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年~20年です。 |
- なお、主な耐用年数は、10年~50年です。
- 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は10年~20年です。(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)
- 法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。これによる影響は軽微です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(7) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要額」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200百万円です。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。

(8) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(9) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上してしています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は896百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 0百万円 | 1百万円 | 0百万円 |
| オペレーティング・リース | 17百万円 | 27百万円 | 44百万円 |

(3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金38,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券850百万円を差し入れています。

(4) 子会社等に対する金銭債権・債務の額はありません。

(5) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は1,124百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(7) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,124百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,982百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。

(2) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用の額はありません。
- (2) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は52百万円です。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金については、当期末残高のうち、34.88%は金融業・保険業に対するものであり、14.65%はリース業に対するものです。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的およびその他の目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が18,813百万円ありますが、うち17,424百万円については、国債が担保となっている債券です。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補充的項目として自己資本への計上が認められているものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部リスク管理課でVaRによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前

審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,126百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	595,482	594,619	△862
買入金銭債権			
売買目的	—	—	—
満期保有目的	11,277	11,286	8
その他目的	—	—	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
運用目的	2,952	2,952	—
満期保有目的	60,000	62,959	2,959
その他目的	33	33	—
有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	60,623	61,649	1,026
その他有価証券	202,632	202,632	—
貸出金	78,640		
貸倒引当金	△393		
貸倒引当金控除後	78,247	79,091	844
資 産 計	1,011,249	1,015,226	3,977
貯 金	973,881	972,561	△1,319
借入金	15,000	15,000	—
負 債 計	988,881	987,561	△1,319

- ③ 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上その他有価証券に計上している従業員貸付金7百万円を含めています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金36,600百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記 d および e と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 44,200百万円

④1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	595,482 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的	11,277 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他の目的						
のうち満期があるもの	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
有価証券						
満期保有目的	11,085 百万円	10,485 百万円	10,585 百万円	10,449 百万円	10,380 百万円	7,660 百万円
その他の有価証券のうち満期があるもの	18,930 百万円	16,110 百万円	14,300 百万円	12,300 百万円	19,660 百万円	109,931 百万円
貸出金	15,314 百万円	4,561 百万円	7,591 百万円	7,214 百万円	6,741 百万円	37,183 百万円
合計	652,069 百万円	31,156 百万円	32,476 百万円	29,963 百万円	36,781 百万円	154,774 百万円

④1. 貸出金のうち、貸借対照表の当座貸越3,768百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,010百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等26百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	937,185 百万円	36 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	36,600 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	973,785 百万円	36 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	15,000 百万円

④1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金15,000百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(9)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	549 百万円	553 百万円	3 百万円
	地 方 債	2,073 百万円	2,142 百万円	69 百万円
	金 融 債	51,000 百万円	51,440 百万円	440 百万円
	外 国 証 券	7,000 百万円	7,512 百万円	512 百万円
	買入金銭債権	10,377 百万円	10,385 百万円	8 百万円
小 計	71,000 百万円	72,035 百万円	1,035 百万円	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	900 百万円	900 百万円	△0 百万円
	小 計	900 百万円	900 百万円	△0 百万円
合計	71,901 百万円	72,936 百万円	1,035 百万円	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	1,856 百万円	2,451 百万円	594 百万円
	国 債	95,227 百万円	98,693 百万円	3,466 百万円
	地 方 債	149 百万円	151 百万円	1 百万円
	金 融 債	36,035 百万円	36,347 百万円	311 百万円
	社 債	40,698 百万円	41,100 百万円	401 百万円
	外 国 証 券	11,020 百万円	11,514 百万円	494 百万円
	そ の 他	310 百万円	368 百万円	57 百万円
小 計	185,299 百万円	190,627 百万円	5,328 百万円	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	1,166 百万円	931 百万円	△235 百万円
	地 方 債	99 百万円	99 百万円	△0 百万円
	金 融 債	400 百万円	399 百万円	△0 百万円
	社 債	8,855 百万円	8,787 百万円	△67 百万円
	外 国 証 券	300 百万円	299 百万円	△0 百万円
	そ の 他	1,547 百万円	1,487 百万円	△60 百万円
小 計	12,369 百万円	12,004 百万円	△364 百万円	
合計	197,668 百万円	202,632 百万円	4,963 百万円	

④1. 上記差額合計から繰延税金負債1,352百万円を差し引いた金額3,611百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式 債 券	411 百万円	23 百万円	169 百万円
債 券	76,984 百万円	429 百万円	- 百万円
そ の 他	1,185 百万円	26 百万円	96 百万円
合計	78,580 百万円	478 百万円	266 百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,952 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円

②満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対 照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対 照表計上額を超えないもの
満期保有目的 の金銭の信託	60,000百万円	62,959百万円	2,959百万円	2,959百万円	－百万円

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」や「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの
その他の 金銭の信託	33百万円	38百万円	△5百万円	－百万円	5百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産1百万円を加えた金額△3百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるための(財)京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

退職給付債務	△552百万円
(財)京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	165百万円
退職給付引当金	△386百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	34百万円
退職給付費用	34百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、131百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
未払事業税	39百万円
減価償却超過額	15百万円
貸出金償却	48百万円
貸倒引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	108百万円
役員退職慰労引当金超過額	33百万円
相互援助積立金超過額	613百万円
有価証券有税償却額	42百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	941百万円
評価性引当額	△771百万円
繰延税金資産合計(A)	169百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,350百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,350百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,180百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
事業分量配当金	△5.25%
住民税均等割等	0.17%
評価性引当額の増減	1.14%
その他	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.07%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

代表者の確認書

■ 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認

確認書


私は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年7月1日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 松田 勇市 

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

資料編

○損益の状況50

1. 最近5年間の主要な経営指標
2. 利益総括表
3. 資金運用収支の内訳
4. 受取・支払利息の増減額

○事業の概況52

1. 貯金に関する指標
2. 貸出金等に関する指標
3. 有価証券に関する指標
4. 有価証券の時価情報等

○経営諸指標60

1. 利益率
2. 貯貸率
3. 貯証率

○自己資本の充実の状況61

1. 自己資本の状況
2. 信用リスクに関する事項
3. 信用リスク削減手法に関する事項
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項
5. 証券化エクスポージャーに関する事項
6. オペレーショナル・リスクに関する事項
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
8. 金利リスクに関する事項

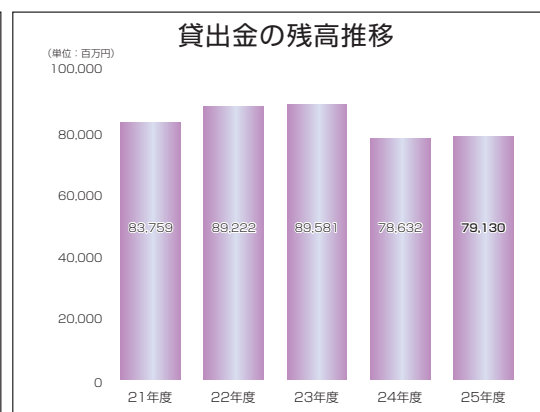
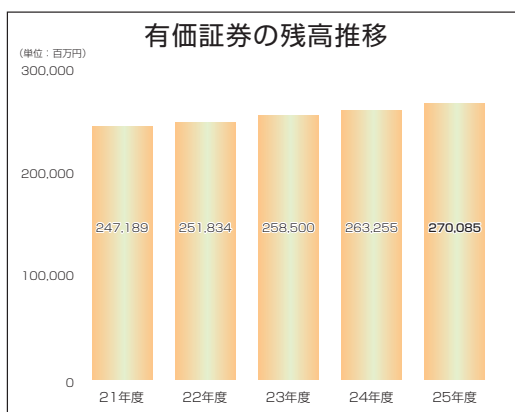
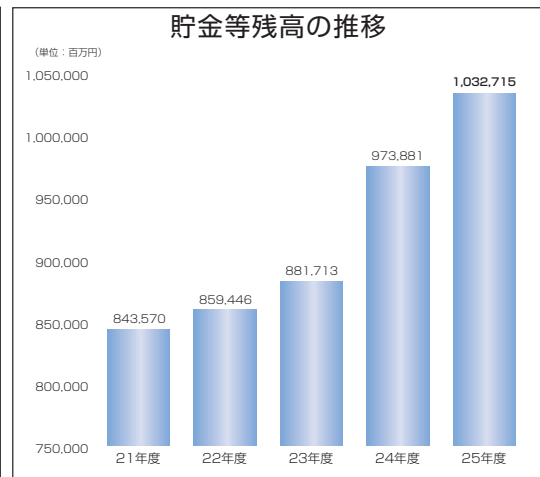
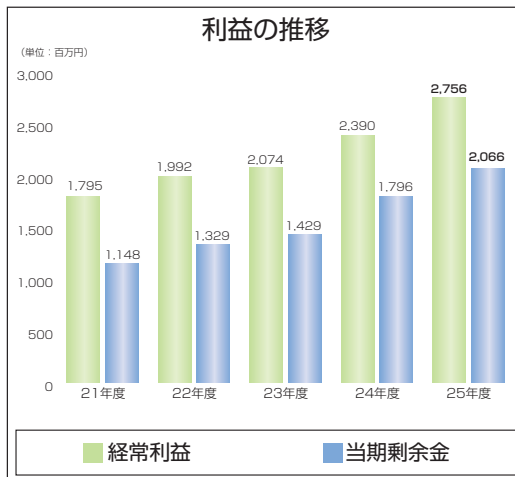
損益の状況

1. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円, 口, 人, %)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常収益	11,976	10,976	10,979	10,540	11,069
経常利益	1,795	1,992	2,074	2,390	2,756
当期剰余金	1,148	1,329	1,429	1,796	2,066
出資金 (出資口数)	26,449 (2,644,918)	31,173 (3,117,362)	31,604 (3,160,412)	32,206 (3,220,669)	32,681 (3,268,132)
純資産額	49,477	54,158	56,328	60,345	62,274
総資産額	913,886	932,730	961,754	1,059,774	1,120,062
貯金等残高	843,570	859,446	881,713	973,881	1,032,715
貸出金残高	83,759	89,222	89,581	78,632	79,130
有価証券残高	247,189	251,834	258,500	263,255	270,085
剰余金配当金額	541	590	640	832	872
普通出資配当額	159(2.00)	159(2.00)	159(2.00)	159(2.00)	159(2.00)
後配出資配当額	140(1.00)	187(1.00)	235(1.00)	240(1.00)	244(1.00)
事業分量配当額	241(0.030)	243(0.030)	245(0.030)	431(0.050)	468(0.050)
職員数	71	79	88	86	91
単体自己資本比率	25.43	27.55	27.22	25.49	24.47

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。



2. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	平成24年度	平成25年度	増減
資金運用収支	2,885	2,419	△ 465
役務取引等収支	41	40	△ 0
その他事業収支	554	1,294	739
事業粗利益	3,481	3,754	273
(事業粗利益率)	(0.40)	(0.37)	(△ 0.03)

- 注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	880,319	7,843	0.89	1,020,879	7,875	0.77
うち預け金	540,091	3,843	0.71	688,383	4,517	0.66
うち有価証券	248,630	2,291	0.92	237,590	1,754	0.74
うち貸出金	83,489	1,673	2.00	77,004	1,532	1.99
資金調達勘定	866,021	4,958	0.57	1,004,541	5,455	0.54
うち貯金	914,011	5,069	0.55	1,052,497	5,561	0.53
うち借入金	15,000	247	1.65	15,000	234	1.56
総資金利ざや			0.16			0.09

- 注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))
 ＋経費－金銭の信託運用見合費用)／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋借入金
 ＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	24年度増減額	25年度増減額
受取利息	△ 456	32
うち貸出金	△ 133	△ 141
有価証券	△ 303	△ 536
預け金	△ 12	673
支払利息	101	497
うち貯金	114	491
借入金	△ 2	△ 12
差し引き	△ 557	△ 465

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には譲渡性貯金利息、支払奨励金が含まれています。
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	平成24年度		平成25年度		増減
流動性貯金	9,462	(1.04)	8,704	(0.83)	△ 758
定期性貯金	888,884	(97.25)	858,023	(91.02)	69,139
その他の貯金	289	(0.03)	517	(0.05)	227
計	898,636	(98.32)	967,245	(91.90)	68,608
譲渡性貯金	15,375	(1.68)	85,252	(8.10)	69,876
合計	914,011	(100.00)	1,052,497	(100.00)	138,485

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	平成24年度		平成25年度		増減
定期貯金	927,715	(100.00)	972,588	(100.00)	44,873
うち固定金利定期	927,715	(100.00)	972,588	(100.00)	44,873
変動金利定期	－	(－)	－	(－)	－

注1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度		増減
手形貸付	740		742		1
証書貸付	54,169		49,180		△ 4,989
当座貸越	3,267		2,705		△ 562
金融機関貸付	25,311		24,375		△ 935
割引手形	－		－		－
合計	83,489		77,004		△ 6,485

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成24年度		平成25年度		増減
固定金利貸出	26,697	(34.0)	33,415	(42.2)	6,718
変動金利貸出	51,935	(66.0)	45,714	(57.8)	△6,220
合計	78,632	(100.0)	79,130	(100.0)	497

(注) ()内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度		増減
貯金等	69		54		△14
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	1,333		1,295		△37
その他担保物	665		646		△18
計	2,068		1,997		△71
農業信用基金協会	128		144		16
その他保証	3,779		1,895		△1,884
計	3,908		2,040		△1,867
信用	72,656		75,093		2,436
合計	78,632		79,130		497

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度		増減
貯金等	0		0		△0
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	317		328		11
その他担保物	—		—		—
計	317		328		11
農業信用基金協会	—		—		—
その他保証	152		141		△11
計	152		141		△11
信用	0		1		0
合計	470		470		0

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成24年度		平成25年度		増 減
設 備 資 金	5,219	(6.6)	5,739	(7.3)	520
運 転 資 金	73,413	(93.4)	73,390	(92.7)	△ 23
合 計	78,632	(100.0)	79,130	(100.0)	497

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	平成24年度		平成25年度		増 減
製 造 業	4,658	(5.9)	4,683	(5.9)	25
農 業	7	(0.0)	4	(0.0)	△ 3
林 業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
漁 業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
建 設 業	27	(0.0)	5	(0.0)	△ 22
電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	(8.9)	7,000	(8.8)	—
情 報 通 信 業	3,100	(3.9)	2,500	(3.2)	△ 600
運 輸 業・郵 便 業	4,165	(5.3)	4,106	(5.2)	△ 58
卸 売 業	4,931	(6.3)	4,386	(5.5)	△ 544
小 売 業	2,122	(2.7)	1,553	(2.0)	△ 569
金 融 業・保 険 業	27,429	(34.9)	30,348	(38.4)	2,918
不 動 産 業	4,961	(6.3)	3,876	(4.9)	△ 1,085
物 品 賃 貸 業	11,527	(14.7)	12,011	(15.2)	484
学術研究、専門・技術サービス業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
宿 泊 業	421	(0.5)	436	(0.6)	14
飲 食 業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
教 育・学 習 支 援 業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
医 療 ・ 福 祉	632	(0.8)	685	(0.9)	52
そ の 他 の サ ー ビ ス	61	(0.1)	97	(0.1)	35
地 方 公 共 団 体	5,303	(6.7)	6,024	(7.6)	720
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,302	(1.7)	1,165	(1.5)	△ 136
海外円借款、国内店名義現地貸	—	(0.0)	—	(0.0)	—
中 央 政 府	—	(0.0)	—	(0.0)	—
そ の 他	980	(1.2)	244	(0.3)	△ 735
合 計	78,632	(100.0)	79,130	(100.0)	497

(注) () 内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	5	9	3
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	4	2	△ 2
農 業 関 連 団 体 等	1,931	1,386	△ 544
合 計	1,941	1,398	△ 543

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,941	1,398	△ 543
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	1,941	1,398	△ 543

注1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,478	2,462	△ 16
合 計	2,478	2,462	△ 16

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / (C)
破綻先債権額	平成24年度	0	—	0	0	100.00%	100.00%
	平成25年度	0	—	0	0	100.00%	100.00%
延滞債権額	平成24年度	1,124	1,006	118	118	100.00%	100.00%
	平成25年度	372	279	93	93	100.00%	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	平成24年度	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	平成24年度	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
合 計	平成24年度	1,124	1,006	118	118	100.00%	100.00%
	平成25年度	372	279	93	93	100.00%	100.00%

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / (C)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成24年度	22	0	21	21	100.00%	100.00%
	平成25年度	0	—	0	0	100.00%	100.00%
危険債権	平成24年度	1,102	1,006	96	96	100.00%	100.00%
	平成25年度	372	279	93	93	100.00%	100.00%
要管理債権	平成24年度	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
小計	平成24年度	1,125	1,006	118	118	100.00%	100.00%
	平成25年度	373	279	93	93	100.00%	100.00%
正常債権	平成24年度	78,051	—	—	—	—	—
	平成25年度	79,302	—	—	—	—	—
合 計	平成24年度	79,176	—	—	—	—	—
	平成25年度	79,675	—	—	—	—	—

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

- (10) 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

- (11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成24年度				平成25年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	322	274	—	322	274	274	274	—	274	274
個別貸倒引当金	358	118	52	305	118	118	93	21	96	93
合 計	680	393	52	628	393	393	368	21	371	368

- (12) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	52	21

3. 有価証券に関する指標

- (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増 減
国 債	84,312	79,197	△ 5,114
地 方 債	2,268	2,293	24
政府保証債	—	—	—
金 融 債	91,992	78,775	△ 13,216
短期社債	—	—	—
社 債	44,549	54,408	9,859
外国証券	19,212	18,572	△ 640
株 式	3,420	2,916	△ 504
受益証券	2,875	1,427	△ 1,448
合 計	248,630	237,590	△ 11,039

- (2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

【平成24年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	549	-	7,441	38,578	47,387	5,286	-	99,243
地方債	314	669	588	329	421	-	-	2,324
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	20,884	38,392	28,469	-	-	-	-	87,746
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	7,515	12,789	16,168	10,861	2,553	-	-	49,888
外国証券	299	-	1,013	17,424	-	77	-	18,813
株式	-	-	-	-	-	-	1,855	1,855
受益証券	-	-	-	-	-	-	3,382	3,382
合計	29,563	51,851	53,681	67,193	50,361	5,363	5,238	263,255

【平成25年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	6,341	30,639	44,592	30,729	-	-	112,303
地方債	284	633	639	299	371	-	-	2,230
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	22,041	32,487	17,972	-	-	-	-	72,500
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	4,338	14,890	23,402	11,729	3,249	102	-	57,713
外国証券	999	-	11,458	7,000	-	-	-	19,457
株式	-	-	-	-	-	-	3,919	3,919
受益証券	-	-	99	-	-	-	1,859	1,959
合計	27,664	54,353	84,212	63,622	34,350	102	5,779	270,085

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しております。

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成24年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	60,623	61,649	1,026	49,558	50,303	744
そ の 他	197,668	202,632	4,963	215,619	220,526	4,907
合 計	258,291	264,281	5,989	265,177	270,830	5,652

注1. 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については取得価額を貸借対照表価額としています。
4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。
5. 減損処理については24年度・25年度とも行っていません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成24年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	2,952	2,952	—	2,441	2,446	4
満期保有目的	60,000	62,959	2,959	60,000	62,283	2,283
そ の 他	38	33	△ 5	2,000	1,999	△ 0
合 計	62,991	65,946	2,954	64,441	66,729	2,288

注1. 本表記載の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については取得価額を貸借対照表価額としています。
5. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

經營諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度	増減
総資産経常利益率	0.24	0.24	0.00
純資産経常利益率	4.29	4.74	0.45
総資産当期純利益率	0.18	0.18	0.00
純資産当期純利益率	3.22	3.56	0.34

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度	増減
期 末	8.07	7.66	△ 0.41
期 中 平 均	9.13	7.32	△ 1.81

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度	増減
期 末	27.03	26.15	△ 0.88
期 中 平 均	27.20	22.57	△ 4.63

- (注) 1. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題としており、平成26年3月末における自己資本比率は24.47%となりました。今後も安定的な収益の積み上げによる内部留保の増加に努めてまいります。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	79 億円（前年度 79 億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	246 億円（前年度 246 億円）

回転出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	11 億円（前年度 13 億円）

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	150 億円（前年度 150 億円）
償還期限	なし
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、借入日より10年が経過した日以降の利息支払期日にいつでもその全部または一部を償還可能

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

25年度

(単位：百万円、%)

項 目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	56,497	
うち、出資金及び資本準備金の額	32,681	
うち、再評価積立金の額	1	
うち、利益剰余金の額	24,687	
うち、外部流出予定額 (△)	872	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,778	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,778	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,153	
うち、回転出資金の額	1,153	
うち、上記以外に該当するものの額	15,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	75,429	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	-	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	-	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

項 目		経過措置による不算入額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	75,429	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	302,224	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 64,377	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	2	
うち、繰延税金資産	-	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 64,379	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,912	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	308,137	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	24.47%	

24年度

(単位：百万円、%)

項 目	前期末	項 目	前期末
出 資 金	32,681	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
うち後配出資金	24,695	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
回 転 出 資 金	1,340	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—
再 評 価 積 立 金	1		
資 本 準 備 金	—		
利 益 準 備 金	8,979		
電 算 対 策 積 立 金	1,300	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
特 別 積 立 金	9,600		
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,741		
処 分 未 済 持 分	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を備用する場合を含む。）	22
その他有価証券の評価差損	—		
営 業 権 相 当 額	—		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	控 除 項 目 不 算 入 額	—
		控除項目 計 (D)	22
基本的項目 計 (A)	56,643	自己資本額 (C-D) (E)	73,421
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	資産 (オン・バランス) 項目	281,010
		オフ・バランス取引等項目	642
一 般 貸 倒 引 当 金	274	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,364
相 互 援 助 積 立 金	2,208		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	15,000	リスク・アセット等計 (F)	288,017
負債性資本調達手段	15,000		
期限付劣後債務	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ 683		
補完的項目 計 (B)	16,800	Tier1 比率 (A/F)	19.66%
自己資本総額 (A + B) (C)	73,443	自己資本比率 (E/F)	25.49%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（パーセルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	24年度			25年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	113,156	—	—	126,980	—	—
我が国の地方公共団体向け	67,606	—	—	68,237	—	—
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	500	50	2
我が国の政府関係機関向け	1,004	100	4	—	—	—
地方三公社向け	960	—	—	240	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	742,269	176,081	7,043	786,197	187,870	7,514
法人等向け	87,570	53,489	2,139	97,951	60,943	2,437
中小企業等向け及び個人向け	69	49	1	82	60	2
抵当権付住宅ローン	131	45	1	516	180	7
不動産取得等事業向け	840	840	33	332	332	13
三月以上延滞等	112	135	5	1,191	1,786	71
信用保証協会等による保証付	128	12	0	144	14	0
出資等	48,870	48,870	1,954	5,676	5,676	227
他の金融機関等の対象資本調達手段				42,919	107,299	4,291
特定項目のうち調整項目に算入されないもの				169	424	16
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1	12	0	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの					△ 64,377	△ 2,575
上記以外	3,304	1,962	78	3,746	1,913	76
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,066,526	281,652	11,266	1,134,887	302,174	12,086
CVAリスク相当額 ÷ 8%					50	2
中央清算機関関連エクスポージャー				3	0	0
信用リスクアセットの額の合計額	1,066,526	281,652	11,266	1,134,891	302,224	12,088
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		6,364	254		5,912	236
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	288,017	11,520	308,137	12,325		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

2. 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行っています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を毎月開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当社における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。ただし、その合計額が税法基準により容認される限度額を下回るときは、税法基準により算定した金額を繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

● 標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	24 年度					25 年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,048,223	79,504	235,493	—	24	1,115,786	79,919	241,866	—	0
国外	18,302	—	18,302	—	—	19,104	—	19,104	—	—
地域別残高計	1,066,526	79,504	253,795	—	24	1,134,891	79,919	260,971	—	0
法人	農業	180	180	—	—	186	186	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	27,213	4,663	14,700	—	40,191	4,688	16,157	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	7,540	5,953	1,426	—	22	6,640	4,125	2,354	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,060	7,013	5,046	—	—	13,757	7,014	6,743	—
	運輸・通信業	11,099	7,269	3,173	—	—	11,005	6,610	3,675	—
	金融・保険業	804,657	27,578	122,561	—	—	846,207	30,480	111,424	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	26,837	20,058	1,306	—	—	22,964	19,446	1,605	—
	日本国政府・地方公共団体	163,759	5,310	98,279	—	—	178,214	6,029	112,009	—
	上記以外	9,236	18	7,300	—	1	14,229	11	7,000	—
個人	1,457	1,457	—	—	0	1,326	1,326	—	—	
その他	2,480	—	—	—	—	167	—	—	—	
業種別残高計	1,066,526	79,504	253,795	—	24	1,134,891	79,919	260,971	—	
1年以下	666,285	11,860	29,578	—	—	718,363	5,223	27,674	—	
1年超3年以下	76,509	12,028	51,675	—	—	80,630	14,370	54,186	—	
3年超5年以下	80,233	14,887	53,441	—	—	108,761	12,768	82,965	—	
5年超7年以下	85,491	7,764	65,418	—	—	81,185	8,072	62,093	—	
7年超10年以下	78,704	12,622	48,626	—	—	90,365	38,475	33,948	—	
10年超	25,358	20,302	5,056	—	—	1,096	994	102	—	
期限の定めのないもの	53,944	39	—	—	—	54,487	13	—	—	
残存期間別残高計	1,066,526	79,504	253,795	—	—	1,134,891	79,919	260,971	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	24年度					25年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	322	274	—	322	274	274	274	—	274	274
個別貸倒引当金	358	118	52	305	118	118	93	21	96	93

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		24年度						25年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他			目的使用	その他						
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	61	21	—	61	21	—	21	0	21	0	0	21
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	196	0	52	143	0	52	0	0	—	0	0	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	個人	100	96	—	100	96	—	96	93	—	96	93	—
	業種別計	358	118	52	305	118	52	118	93	21	96	93	21

(注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

	24年度			25年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	182,996	182,996	—	197,107	197,107
	2%	—	—	—	—	3	3
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	1,643	1,643	—	654	654
	20%	11,500	709,019	720,519	7,077	748,104	755,182
	35%	—	131	131	—	516	516
	50%	47,635	22	47,658	62,486	62	62,548
	75%	—	66	66	—	80	80
	100%	21,070	92,348	113,419	22,021	95,418	117,439
	150%	87	2	89	1,190	0	1,190
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	—	—	—	169	169
	その他	—	1	1	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	80,294	986,231	1,066,526	92,776	1,042,117	1,134,893	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	960	—	—	240	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	10	1,000	—	7	4	—
中小企業等向け及び個人向け	—	2	—	—	1	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連				—	—	—
上 記 以 外	—	8	—	—	8	—
合 計	10	1,971	—	7	254	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引ですが、当会では該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	24年度	25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

24年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）						
合 計	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

25年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	39	74	—	—	—	74
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—	—	—	0
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	39	74	—	—	—	74
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）						
合 計	39	74	—	—	—	74

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会については、投資家として証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーを取得しています。これらのエクスポージャーは信用リスクのほか流動性リスクも内包していますが、定期的に分析を行う等、適切に管理を行っています。

● 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

● 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

● 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

● 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

● 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

- 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- 内部評価方式の概要
当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		24年度		25年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	2	20	—	—
	合計	2	20	—	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

24年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	2	2		自己資本控除	20	20
	合計	2	2		合計	20	20
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

25年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

3. リスク・ウェイト1250% (平成24年度については、自己資本控除) には、ファンドのうち裏付資産が把握できない金額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	24年度	25年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
自 動 車 口 ー ン	—	—
そ の 他	22	—
合 計	22	—

(注) 1. 自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと信用補完機能をもつ I / O ストリップによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つ I / O ストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

3. 平成24年度については、自己資本控除とした額を記載しています。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無
該当する取引はありません。

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」に基づき管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、厳格な資産査定を行い、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク編）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,382	3,382	3,919	3,919
非上場	44,200	44,200	43,984	43,984
合計	47,583	47,583	47,904	47,904

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

24年度			25年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
23	169	—	127	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

24年度		25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
594	235	981	43

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

24年度		25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一定割合行っています。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは必要不可欠となっています。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、有価証券等の市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1年）により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合VaRの計測を行っています。

併せて、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動（1%タイル値、99%タイル値）による金利リスク（アウトライヤー基準に基づく金利リスク）を計測しています。

● 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

【VaR計測によるリスク量】

(単位：百万円)

	24年度	25年度
市場統合VaR	4,695	8,419

【アウトライヤー基準に基づく金利リスク】

(単位：百万円)

	24年度	25年度
アウトライヤー基準に基づく金利リスク	△ 1,376	△ 2,274

ご参考

【府内JAバンク会員のご紹介】（平成26年7月1日現在）

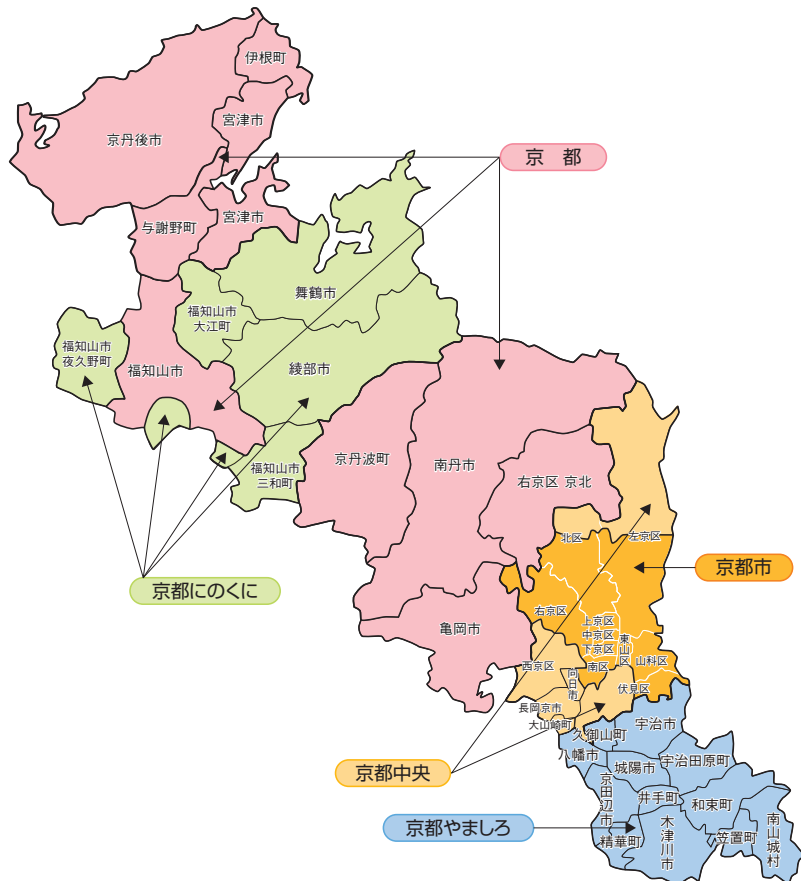
● 府内JA

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
京 都 市	615-0046	京都市右京区西院西溝崎町24	075-314-5631	17	16
京 都 中 央	617-0826	京都府長岡京市開田4-14-8	075-955-8571	19	17
京都やましろ	610-0331	京都府京田辺市田辺鳥本1-2	0774-62-1200	17	36
京 都	621-0806	京都府亀岡市余部町天神又2	0771-22-5505	29	59
京都にのくに	623-0053	京都府綾部市宮代町前田20	0773-42-1811	14	26
計				96	154

● 当 会

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	601-8585	京都市南区東九条西山王町 1	075-681-2412	1
事務センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町6	075-602-7511	—

京都府内農業協同組合一覧図



ご参考

「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます。

JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、京都府農業協同組合中央会が設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めるとしてしています。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの第3者機関

京都府JAバンク相談所

所在地 ◆ 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館4階
(京都府農業協同組合中央会内)

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

電話番号 ◆ 075-693-2105

イ. 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織・・・・・・・・・・ 20
- (2) 理事、経営管理委員及び
監事の氏名及び役職名・・・・・・・・ 21
- (3) 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・ 21
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項・・ 21

ロ. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・ 26

ハ. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における
事業の概況・・・・・・・・・・ 13
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況・・・・・・・・ 50
 - (i) 経常収益
 - (ii) 経常利益又は経常損失
 - (iii) 当期剰余金又は当期損失金
 - (iv) 出資金及び出資口数
 - (v) 純資産額
 - (vi) 総資産額
 - (vii) 貯金等残高
 - (viii) 貸出金残高
 - (ix) 有価証券残高
 - (x) 単体自己資本比率
 - (xi) 剰余金の配当の金額
 - (xii) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における
事業の状況・・・・・・・・・・ 51
 - (i) 主要な業務の状況を示す指標
 - (ii) 貯金に関する指標
 - (iii) 貸出金等に関する指標
 - (iv) 有価証券に関する指標

ニ. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制・・・・・・・・・・ 11
- (2) 法令遵守の体制・・・・・・・・・・ 5
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化
のための取組の状況・・・・・・・・ 15
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・ 7

ホ. 直近の2事業年度における財産の 状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書・・・・・・・・ 36
- (2) 貸出金にかかる額及びその合計額・・ 52
 - (i) 破綻先債権に該当する貸出金
 - (ii) 延滞債権に該当する貸出金
 - (iii) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 元本補填契約のある信託に係る
貸出金に係る事項・・・・・・・・ 57
- (4) 自己資本の充実の状況・・・・・・・・ 61
- (5) 取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益・・・・・・・・ 59
 - (i) 有価証券
 - (ii) 金銭の信託
 - (iii) デリバティブ取引
 - (iv) 金融等デリバティブ取引
 - (v) 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額・・・・・・・・ 57
- (7) 貸出金償却の額・・・・・・・・ 57

ヘ. 役員等の報酬体系・・・・・・・・ 22

JAバンク京都信連
ディスクロージャー誌 2014

